

# 教育と福祉の連携について

—児童相談所一時保護所での学習指導を通して—

A research for Cooperation between Education and Welfare

— Through Learning Guidance at Child guidance center temporary shelter —

石村 雅雄, 藤森 弘子

Masao ISHIMURA and Hiroko FUJIMORI

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第 36 号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.36, Feb, 2022

## 教育と福祉の連携について

—児童相談所一時保護所での学習指導を通して—

### A research for Cooperation between Education and Welfare

—Through Learning Guidance at Child guidance center temporary shelter—

石村 雅雄\*, 藤森 弘子\*\*

\*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学 グローバル教育コース

\*\*〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字浜田 37 番地 1 鳴門市第一中学校

Masao ISHIMURA\* and Hiroko FUJIMORI\*\*

\*Course of Global Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

\*\*Daiichi Junior High School in Naruto City

37-1 Hamada, Minamihama, Muya-cho, Naruto-shi, 772-0003, Japan

**抄録：**本稿は、藤森の X 県の児童相談所一時保護所での 1 年間の学習指導の経験を踏まえた、教育と福祉の連携の検討について報告するものである。児童虐待は社会全体にとっての大きな課題となっている。また、いじめや暴力行為、不登校など、学校における生徒指導上の諸課題の背景として、児童虐待の問題が影響を与えているケースが少なくない。学校や教員は、重大な人権侵害である児童虐待の予防・発見、虐待を受けた子どもへの対応において、十分な役割を果たすよう求められている。児童虐待への対応の目標は、保護者と子どもの関係を支え、救うということである。そのためには、学校・教員も、知識と対応力が必要であり、適切な理解と対応の在り方を学ばなければならないことについて明らかにしたものである。

**キーワード：**教育と福祉の連携、児童相談所、一時保護所、児童虐待

**Abstract :** This paper is a report for the examination of the cooperation between education and welfare based on the experience of one year of learning guidance in the child guidance center . Child abuse has become a major challenge for society as a whole. In addition, there are many cases in which the problem of child abuse influences as the background of various problems in student guidance in schools such as bullying, violent acts, and truancy. Schools and teachers are required to play a sufficient role in preventing and finding child abuse, which is a serious human rights violation, and in responding to abused children. The goal of responding to child abuse is to support and save the relationship between parents and children. In order to do so, it was clarified that schools and teachers also need knowledge and response skills for child abuse, and that they must learn how to understand and respond child abuse appropriately.

**Keywords :** Cooperation between education and welfare, Child guidance center, Temporary child shelter, child abuse

#### I. はじめに

児童虐待は、今や、日本の社会全体にとっての大きな課題となっており、学校等も含めた社会全体で、この問題の解決のために早急に対応していくことが求められるようになってきている。

また、最近では、いじめや暴力行為、不登校など、学校における生徒指導上の諸課題の背景として、児童虐待の問題が影響を与えているケースが少なくないこともわかってきた。

適切な児童生徒理解に基づく効果的な指導を進めていく上でも、それぞれの教員が、児童虐待に関する正しい知識とこれへの対処法を身に付けることが重要になっている。

教員のすべきこととして、子どもの人権を守るために、虐待の早期発見等の努力義務、虐待に関する通告の義務、虐待を受けた子どもの保護・自立支援のための関係機関との連携・協力がある。

このように、子どもの心身の育ちを支える学校や教員は、重大な人権侵害である児童虐待の予防・発見、虐待

を受けた子どもへの対応において、十分な役割を果たすよう求められている。

しかし、児童福祉法に基づき、子どもの安全確保のため、原則2か月以内で児童相談所が実施する一時保護、児童相談所一時保護所の実際について、多くの教員が十分認識していないという現実が存在する。そこで、本稿では中学校教員である藤森が1年間、X県の児童相談所一時保護所で学習指導を担当した経験を踏まえて、教育と福祉の連携について報告するとともに考察したい。

## Ⅱ. 一時保護所について

### 1. 一時保護所とは

児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所長が必要と認める場合に、子どもを一時保護所に一時保護することができる。一時保護を行う必要がある場合は次のとおりである。

#### 1) 緊急保護

- ① 棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ② 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ③ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

#### 2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

#### 3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

### 2. 子どもの生活

一時保護する子どもは、年齢的には幼児（2歳）から中学生、時には高校生までが対象であり、相談別では、養護、教護、触法、不登校、知的障害等、多様な種類になっている。

一時保護所での生活は、比較的短期間であるが、日課に従って規則正しい生活を送るとともに、援助決定に向けて、担当ワーカーとの面接、児童心理司による心理学の諸検査、さらに医学的諸検査を伴う小児科嘱託医による健康診断等を実施している。

なお、一時保護所において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。<sup>注1)</sup>

### 3. 日課

(月～金)

- 7:00 起床（洗面・掃除・洗濯干し）
- 7:30 朝食（歯みがき）
- 9:00 ラジオ体操
- 9:10 朝の会
- 9:20 学習（1時間目：国語）
- 10:00 休憩
- 10:10 学習（2時間目：数学）
- 10:50 休憩
- 11:00 学習（3時間目：月・水・金：英語、火：社会、木：理科）
- 11:40 昼食（歯みがき・洗濯物の片付け）
- 13:00 工作（金曜日は隔週で丁寧掃除・爪切り）
- 14:00 スポーツ
- 15:00 おやつ
- 15:15 入浴・自由
- 17:15 日記
- 17:45 夕食（歯みがき・布団敷き）
- 19:30 就寝（幼児）
- 20:00 就寝（小学生低学年）
- 20:30 就寝（小学生高学年）
- 21:00 就寝（中・高校生）

(土・日・祝日)

- 7:00 起床（洗面・掃除・洗濯干し）
- 7:15 朝食（歯みがき）
- 9:30～10:00 学習
- 12:45 昼食（歯みがき・洗濯物の片付け）
- 13:00 スポーツ
- 14:00 入浴・自由時間
- 15:00 おやつ
- 17:15 日記
- 17:45 夕食（歯みがき・布団敷き）
- 18:30～19:00 学習
- 19:30 就寝（幼児）
- 20:00 就寝（小学生低学年）
- 20:30 就寝（小学生高学年）
- 21:00 就寝（中・高校生）

### 4. 職員構成（保護担当）

- 担当リーダー（正規職員） 1名
- 正規職員 5名
- 臨時補助員（フルタイム） 2名
- 生活指導員（昼または夜・1日6時間・早出と遅出）
- 心理カウンセラー 1名（令和2年度現在0名）
- 夜勤専任職員 3名（夜勤・土・日・祝日）

虐待対応協力員（職員） 6名（夜勤・土・日・祝日）  
夜勤学生 6名（夜勤・土・日・祝日）  
長期社会体験研修生（教員） 2名

## 5. 勤務体制

職員は、交代勤務で24時間子どもと起居を共にしながら、行動観察を行う。

### ・夜勤の勤務体制

夜勤は、原則として正規職員・虐待対応協力員・夜勤専任職員または夜勤学生の4名体制であるが、臨時職員・虐待対応職員・夜勤専任職員・夜勤学生の5名体制の時もある。

#### ①夜勤の勤務時間

夜勤専任職員・虐待対応職員・夜勤学生

17:15～22:00・6:05～8:30（22:00～翌朝6:05は仮眠時間）

#### ②土・日・祝日の勤務時間

正規職員 8:30～17:15

夜勤専任職員・夜勤学生 9:05～17:15

## 6. プライバシーの保護について

子どものプライバシーを絶対に外部者に漏らしてはいけない。子どもの名前を漏らただけでプライバシーの侵害になる。職員のプライバシーも同様に守るようにする。

## 7. 子どもの自由行動の範囲

- ・食堂への入室は、食事の時のみ認められる。
- ・ミニ体育館、園庭には子どもだけでは行かせないこと。必ず同伴すること。

## 8. 子どもの電話や手紙について

- ・子どもから手紙を預かって出すこと、子どもに電話を使わせることは絶対しない。
- ・子どもから住所や電話番号を聞かれても断るように。他の職員の住所等を聞かれても同様。子どもと職員間の手紙のやりとりも絶対にしてはいけない。また、子どもと個人的に物のやりとりもしてはいけない。

## 9. 生活指導について

- ・子どもとの遊び、学習、片付け等の指導や世話をする。危険な遊び、無軌道な遊びにならないように気を付ける。
- ・テレビ視聴等  
テレビ番組の録画は、職員の許可を得ること。消去も同様。

## 10. その他

- ・子どもに職員や学生の勤務日を教えないこと。

## 11. 学習時間について

- ・先生の指示に従って、学習する。
- ・学習室への行き帰りの階段は、ゆっくり歩く。（先生が児童とともに移動する。男女別で、間に先生が位置する。）
- ・走ったり、跳んだりしない。
- ・約束が守れないときは、別室で学習する。
- ・学習内容：ワークブックや児童自身が学校で使用している教材を個別学習する。
- ・土・日・祝日の課題：土・日・祝日の学習時間（30分間）の課題を休日前に用意する。

## 12. 工作の取り組みについて

- ・工作活動を通じて、手先の器用さを見たり、児童の嗜好、ものの考え方などを会話から引き出したりすることを目的とする。
- ・児童の意志を尊重し、できる限り自分できるように促す。また年齢や特性に応じて、職員が言葉掛けや補助をする。
- ・製作時間を設定することで、予定をたてて行動できるかを観察する。できていない子には個々に残り時間を知らせた上で、できるだけ仕上げられるように個々に合わせて職員が補助する。
- ・工作活動内容：手織りコースター・プラバン・ペーパーバッグ・ひも細工・箱庭工作・カード作り・コラージュ・ボンボン手芸・スペースリング・文字つくプレート・紙ヒコーキ・ブーメラン・スタンドグラス・気球・アイロンビーズ・タングラム・フェルト工作・スワン・箱作り・ジーンズ工作等

## 13. スポーツの取り組みについて

- ・授業のため、職員主導でおこなう。
- ・軽いランニングでリズム感をみる。
- ・競技を通じて運動能力だけでなく、他人との人間関係や気配りなども観察する。
- ・スポーツ活動内容：ランニング・長縄跳び・縄跳び・ストレッチ・バドミントン・ドッジボール・ドッジビー・キックベースボール・ソフトバレーボール・ストラックアウト・フリースロー・サッカー・風船バレー・卓球等

## 14. 自由時間の児童掌握について

- ・基本子どもだけにはしない。
- ・1人遊びをさせていても1人の児童に集中せず、全体を見守る。1人で過ごしている時にはあえて話しかけ

ず見守る時間も必要。ずっと相手をする必要は無く、様子を見ながら声掛けをする。

- ・児童の前で雑談はしない。子どもは全てを聞いている。個人情報も言わない。
- ・午後からの活動は退所児童や参加できない児童もいるため状況によって知らせる。(全員参加できる場合は朝に言うこともある。)参加までは公にしない。(行事についても同様)

### 15. 保護児童の状況の記録について

学習の記録：学習内容と子どもの様子を記録する。記録者の想像は入れない。

### 16. 行動観察票の記録について

学習の記録：勉強したがるか、関心をもたないか、嫌いでもないか、登校したがるか。学力(上, 中, 下, 劣), まじめに取り組んでいるか。課題に集中できるか。(集中力の持続の程度, 注意散漫しやすいなど)教科の理解度のバランス(極端に計算力が低いなど)。他児に迷惑をかけていないか。(多弁, 多動, からかい, 離席など)

### 17. 行事

午後の活動の時間, 約2時間30分を利用して行事を行う。一時保護している児童は変動するので, 行事については当日まで予告しない。よって, 計画準備等は全て職員で行う。令和2年度実施した行事は, 次のとおりである。

7月7日	七夕まつり
9月30日	運動会
11月12日	秋祭り
12月15日	クリスマス会
2月3日	節分パーティー
3月2日	ひな祭り会

### 18. 外出

一時保護している児童の状態により, 可能ならば徒歩または公用車で公園や図書館に外出をすることがある。

## III. 外部スーパーバイザーによる児童相談所職員研修

年5回, 外部講師に「困っているケース」のスーパーバイズを受ける。1回につき4ケース発表がある。1事例あたり1時間程度である。令和2年度の講師は津崎哲郎(認定NPO法人児童虐待防止協会理事長)であり, 第3回(令和2年11月11日)は次のような研修内容であった。

・研修内容：事例検討

事例①「現在父からの身体的虐待の疑いで2回目の保護中である2歳女兒。世帯には父母と本兒兄の他, 同居の父方祖父や妊娠中の同居女性がいる。父母は兒相の指導援助を少しずつ受け入れているが, 父方祖父が兒相の関わりを強く拒否しており, 父母に対しても祖父を通して兒相と話をするように父母に命令している。家庭引取りの可能性を検討するのに, どのように指導援助が必要か。」

講師のアドバイス：家庭復帰は期待できないのではないか。父母宅・祖父宅に戻すのは難しい。父母と祖父が別れる可能性が高いのではないか。祖父が養育する力は無いのではないか。施設入所の同意は難しいだろう。児童福祉法第28条による申し立てにより施設入所か。

事例②「幼少期より父母の疾病(統合失調症)で施設入所している高一女兒。本児を施設に預けていた負い目もあり, 本児の暴言等には父母も目をつぶってきた。年齢が上がるにつれ, 暴言もエスカレート。施設からの飛び出しや職員に暴力を振るった。今回家庭引き取りとなった自宅の壁中に落書き(母への暴言中心)をし, 激怒した父に追い出され, 一時保護中となっている。自立援助ホームの一時保護委託を検討しているが, ホームでの生活が困難となった場合の処遇について, どのような対応方法があるか。」

・講師のアドバイス：親は病気のため, 自分のことで精一杯であることを, 児童に理解できるように話す。生活環境を乗り越えて, 今までがんばってきて, 高校進学できた。ここでがんばらないと, 他に選択肢が無い, ラストチャンスが今, きている, ということを児童が自覚できるまで働きかける。精神・知的障害の手帳を取らせて, サポートしてもらう。

## IV. 職員心得

職員研修の資料に職員心得として次のような事項がある。

- ・児童理解のための行動観察が基本。常に観察する視点を忘れない。(個人的感情で付き合わない。遊びに入り込まず, 全体状況を把握すること。)
- ・名前には『君』『ちゃん』『さん』をつける。(個人を尊重する。呼び捨ては威圧的であり, 距離感が近くなりすぎる。)
- ・思春期の児童と異性職員との距離感(思春期の児童は異性職員を好む傾向にあることを意識すること。)
- ・児童と個人的に物品や情報のやり取りをしない。(児童が職員を選ぶことに繋がらないよう, 全員で共有することが大切。)
- ・福祉の心で臨む。(支援の必要な児童には特に丁寧な

対応をする。切り捨てない。他児にその姿を見せることで、よい影響をあたえ、良い人間関係に繋がる。）

・ルールに関して

- ①一時保護所における、ローカルルールは外に出ると無意味である。例えば、「職員がお願いするような言い方」
- ②マナーやエチケットなど、常識レベルについては「教える」「そんなことをしたら恥ずかしいよ」
- ③暴力、暴言、窃盗など、法律レベルについては「叱る」「認めない」

※①から③ どのレベルかを見極めることが大切である。

## V. 令和2年度の一時的保護児童の内訳

藤森が、学習指導を担当した中学生、高校生は以下のとおりである。

- ・中学生 29名（1年男子：5名，1年女子：5名，2年男子：3名，2年女子：8名，3年男子：3名，3年女子：5名）
- ・高校生 18名（1年男子：3名，1年女子：4名，2年男子：4名，2年女子：3名，3年男子：0名，3年女子：4名）
- ・相談の種類：養護相談 19名，教護相談 12名，性格行動相談 14名，不登校 2名

中学生が高校生より11名多かった。これは、中学生という発達段階における複雑な要因があるのではないかと考えられる。また、高校生が中学生より少ないのは、高校進学を達成できているという、一つのある意味安定的なベースがあることが考えられる。

女子29名、男子18名で、女子が男子より11名多かった。これは、虐待の内、性的虐待を被る児童は、女子の方が多い傾向があることが要因であると考えられる。

この他に、小学生が約35名、幼児を含めると40名以上が保護された。

## VI. 特徴的な気づき

学校という教育の現場から、児童相談所一時保護所という福祉の現場に異動した中での特徴的な気づきは次のとおりである。

- ・職員（フルタイム任用職員・生活指導員・虐待対応協力員・夜勤学生を含む。）がそれぞれの立場で、協力し合いながら任務を遂行している。児童のために、また、業務の円滑な遂行のために、よりよい方法やアイデアに関する情報収集、情報交換をお互いにフラットな関係で行っている。
- ・行事等準備のための時間がきちんと確保されていて、

学校に比べて時間的に余裕がある。

- ・昼休みは1時間、休日勤務の代休等、きちんと設定、確認されている。幼児が複数の場合、夜勤のヘルプ等を協力している。
- ・福祉に対する、職員それぞれの思いはあるが一方、「仕事として」「仕事だから」という考え、意識で業務を遂行している。比べて、教員は感情（人情）に流されやすい傾向があるように感じる。
- ・児童の行動観察を非常に重要視しており、細かく丁寧に観察記録を行っている。また、記録や報告を通じて、情報交換・引継ぎ等を非常に綿密に行っている。
- ・児童の生活において、意識して男女別を徹底している。（1階から2階の学習室への移動・工作活動の座席・スポーツの準備運動の円形になるとき等）
- ・トイレを使用するときは一人ずつ入るというルールがある。（学校ではこのようなルールはない。）
- ・入浴後、髪の毛をドライヤーできちんと乾かすことに注意する。（衣食住を共にする集団生活の衛生面の配慮からか。）
- ・服薬をしている児童が非常に多い。幼児においても多い。これは、一時保護される以前からでもあるが、一時保護所、児童養護施設、自立支援施設に入所している場合、衣食住を伴う24時間の集団生活をスムーズに行うためであると考えられる。
- ・週に一度、医師が健康診断を実施する機会を設けている。新しく入所した児童の健康診断を実施している。また、入所児童の健康面の状態、変化等に非常に注意をはらっていて、そのことに関する職員間の情報交換が綿密である。隔週に実施される丁寧掃除の後、爪切りの時間を設けているが、爪の切り方や爪の状態にも非常に丁寧に対応している。健康面で、不安や心配が考えられる場合は、速やかに診察を受けられるように通院させている。

## VII. まとめにかえて

藤森の亡父は、児童養護施設の施設長をしていた。「今日は、児童相談所に寄ってから出勤する。」という話しを何回も聞いたことがあり、子どもの頃から児童相談所という名称は耳にしていた。また、藤森が小学生の頃、父が1年半の間、小学生男子の里親になり、一緒に生活したことがあった。その頃から、里子は家庭の事情で保護者と生活できない子どもだということは知っていた。

以前、小学校で勤務していたとき、担任していた児童が児童相談所で一時保護されたことがあった。母親の虐待等が原因で、家出を繰り返したため、一時保護となった。ただ、校長から「学校は一時保護されていることを知らないことになっている。母親にはこのことを絶対に

話さないように。」と話しがあり、一時保護中、児童と面会することが無かった。児童の家庭環境が厳しく困難な状況であることは、担任として認識していたが、学校生活の様子からは、母親からの虐待等に関しては、十分認識できていない部分があった。

今回、学習指導を担当した児童の多くが、心身の健康面で不安定さを伴っており、服薬している児童が多かった。また、児童の保護者も、心身に不安定さを伴っていることがあった。そのことが要因の一つとなり、虐待等の問題が発生するということがある。このような、虐待等の問題の背景と考えられる要因に関しても、これまでの教員生活において、十分認識できていない部分があった。

令和2年度以降、子どもの虐待問題や児童相談所一時保護所に関して、報道<sup>注2)</sup>で見聞きすることが多かった。以前から報道はあったが、今回、児童相談所一時保護所で学習指導をしていることから、虐待問題、児童相談所また、一時保護所の課題について、より身近に、と言うよりは間近にしていることから、意識しているからそのように感じたのかもしれない。今回の経験以前の藤森のように、多くの教員は、児童相談所に一時保護所があり、どのような業務を行っているのか、十分認識していないのではないと思う。これは、一時保護の性質上、あまりオープンにできない実情があることが要因だと考えられる。しかし、今回、次から次へと入れ替わり立ち替わり児童が一時保護されてくるのを目の当たりして、驚きとともに、一時保護について、また、その実情について認識することは、教員として非常に大事なことであり、必要なことであると確認した。X県のような地方において、このように一時保護される児童が多数存在することに、学習指導を担当したもう一人の小学校教員と意見交換することが多かった。都市部であれば、もっと深刻な状況なのだろうということが想像できる。

X県の一時保護所の定員は、男子6名、女子6名、計12名である。年齢は2歳から18歳までである。年齢差のある、幼児から高校生まで一緒に生活すること、また、一時保護された理由がそれぞれ異なること等、一緒に衣食住を共にして生活することには、少し困難な場面もあり、そのことへの対処として、様々な工夫がされているが、限界もある。発達段階が異なる、小学生から高校生までが一緒に、工作活動やスポーツを同じ時間で持つことは、どのような課題や種目を設定するか等、悩ましいところがある。ただ、自由時間等において、それぞれ年少の児童の世話やフォローをする姿も多く見られ、このような経験はそれぞれの児童にとって、心情面の成長にプラス効果が期待されることが考えられる。

令和2年度、一時保護所で学習担当をした児童は、概ね学習にまじめに取り組むことができた。ただ、一時保

護の期間は2か月までとされているが、それを超えて保護期間が長くなっている児童は、一時保護中は行動が制限される部分もあることも要因の一つだが、学習への集中力やモチベーションがだんだんと低くなる傾向があった。学校で特別支援学級に在籍している児童もおり、やはり個別の指導・支援が必要だった。また、現在の学年より1、2学年前の学習内容の復習が必要な児童が多かった。このような状況を踏まえて、学習指導をするにあたって、特別支援学級担任や小学校勤務の経験は大いに役立った。

「一時保護ガイドライン」<sup>注3)</sup>では、一時保護所の閉鎖的環境を指摘し、学校に通学できない入所している子どもたちの学習権の保障が求められている。一時保護所は、虐待親の侵入を防ぎ、非行の児童を落ち着かせるなど、ハード面で閉鎖的な構造になっている。

現在、X県の一時保護所では、一人での外出は認めていない。そのため、子どもたちが、その閉鎖的な空間の中で、限られた学習時間や自由時間を過ごせるように、配慮した日課や活動を組み入れる工夫がなされている。

1か月間、2か月間と一時保護所で生活することは、学校に通学できないという大きな課題がある。その代わりに、X県では小学校教員と中学校教員が2名、長期社会体験研修生として学習指導を担当することによって、対応している。

一時保護所に保護される子どもの多くは、不登校の子ども、学校に馴染めない子ども、学校や家庭での学習環境が整っていない子どもなどである。一時保護所において、落ち着いた環境の中で、習熟度に応じた個別の学習を積み重ねれば、わかる楽しさを体得したり、躓きを乗り越えたりすることができる子どもがいた。このことから、一時保護所の教育環境の向上、学習環境の改善について検討することが重要である。

今回の体験を今後の学校現場に活かす点は次のとおりである。①目の前の子どもたちの中には、家庭で虐待等により非常につらい思いをしている子どもが存在するかもしれないという意識を、これまで以上に強く持つことが重要である。もし、そのような子どもがいれば、そのつらい状況をできるだけ早く打破することにつながるべきである。そのためには、これまで以上に子どもたちの言動の様子やその変化に注意深くすべきである。②学校生活における子どもの言動のマイナス的な変化には、心身における病的な要因があるかもしれないということにも、これまで以上に気をつけるべきである。これに関しては、学校だけの対応では限界があると考えられる場合、速やかに医療機関等に連絡し、連携できるようにすることが必要である。

子どもたちが、一時保護所で生活したことが、その後の子どもの生活や人生において、どのような効果や

影響があるのか、いろいろな課題が存在すると考えられる。今回学習指導を担当した児童の中に、1年の内、2回保護された児童が一人いた。児童が再び入所したという事実には、大きな問題が存すると考えられる。一時保護される児童が増えないためには、その予防的な対応を、学校や地域、社会において築くことが必要だと考えられる。

現在、学校教育は、学齢期のすべての子どもに関与することのできる唯一のシステムとなっている。学齢期にある限り、どのような虐待を受けている子どもでも、すべて学校や教員と関わりをもつことになる。児童虐待の問題は、さまざまな立場と役割をもった人々が、例えば、教育の立場から、福祉の立場から力を合わせることに初めて解決の道筋が見えてくる。

児童虐待への対応の目標は、保護者と子どもの関係を支え、救うということである。そのためには、学校・教員も、知識と対応力が必要であり、適切な理解と対応の在り方を学ばなければならない。

## 注記

注1) 文部科学省『一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童生徒虐待防止対策に係る対応について』

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm) (2021年9月20日閲覧)

注2) 朝日新聞「子どもへの性暴力」2020年7月14日・15日・17日・19日

読売新聞「虐待児保護所 けが続発」「定員超過 厳しい規則」2020年8月23日

朝日新聞「保護中 親と面会毎日でも 兵庫・明石市 児相、子の意思尊重」2020年11月6日

読売新聞「明石市『原則容認』方針に波紋 児相保護面会どうする」2020年11月6日

朝日新聞「児童虐待増加 児相の体制強化を急げ」2020年11月19日

朝日新聞「児童虐待 最多19.3万件」2020年11月19日

産経新聞「児童虐待防止法施行20年 児相の負担増加 警察との連携課題」2020年11月19日

産経新聞「児童虐待 連鎖の軛～ひとりの限界～」2020年11月27日・28日・30日

読売新聞「一時保護を考える」2021年2月2日・3日・4日・5日・7日・27日・4月30日・6月29日

朝日新聞「『暴力やめようね』一時保護所のお約束」2021年3月25日

産経新聞「児童虐待 潜在化恐れ 緊急事態、閉鎖環境に」2021年5月5日

読売新聞「虐待保護 家裁関与で透明性」2021年5月26日

毎日新聞「虐待そのあとー親から離れた私の願いー」2021年5月27日

注3) 「一時保護ガイドライン」は、2018年7月6日、厚生労働省から一時保護の目的やあり方を明記した新たな指針として各自治体に向けて通達された。

## 参考文献

安部計彦『一時保護所の子どもと支援』株式会社明石書店、2009年。

独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部事業課「令和元年度国立青少年教育振興機構教育事業第36回全国青少年相談研究会報告書『青少年支援における「協働」を考える』2020年。

圓入智仁「児童相談所一時保護所における学習の実態」『季刊教育法』第159号、2008年、94 - 103頁。

井上景『行列のできる児童相談所 子ども虐待を人任せにしない社会と行動のために』(株)北大路書房、2019年。  
国立社会保障・人口問題研究所『児童相談所の役割と課題 ケース記録から読み解く支援・連携・協議』一般財団法人東京大学出版会、2020年。

公益社団法人母子保健推進会議『令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究 子どもを虐待から守るために～自治体と法医学の連携でできること』2020年。

厚生労働省『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html> (2021年9月23日閲覧)

前川喜平「『コロナ休校』と子どもたち～『教育』と『福祉』を統一する視点から」『季刊教育法』第207号、2020年、18 - 24頁。

文部科学省『研修教材「児童虐待防止と学校」』  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm) (2021年7月28日閲覧)

前田清『児童相談所の役割』愛知県児童福祉施設長会報、2020年。

町田清・坂本健『児童相談所援助活動の実際』ミネルヴァ書房、2002年。

橋原真也「こころの現場から 児童養護施設 記録を残す者と残される者」『こころの科学』通巻211号、2020年、94 - 95頁。

岡田隆介『児童虐待と児童相談所ー介入的ケースワークと心のケアー』金剛出版、2001年。



大久保真紀『ルポ児童相談所』朝日新聞出版, 2018年。  
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会『これって虐待?子どもの笑顔を守るために』2020年。  
佐々木大樹『児童相談所の役割変遷と課題』京都大学大学院教育学研究科研究紀要第64号, 2018年, 277 - 289頁。  
谷口可夏美『被虐待児への教員の関わり方に関する研究』兵庫教育大学修士論文, 2013年。  
徳島県中央こども女性相談センター・徳島県南部こども女性相談センター・徳島県西部こども女性相談センター『業務概要 令和2年度版(令和元年度実績)』  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kosodateshien/2009032800013> (2021年7月28日閲覧)  
全国児童養護問題研究会『子ども虐待と援助ー児童福祉施設・児童相談所のとりくみー』ミネルヴァ書房, 2002年。